

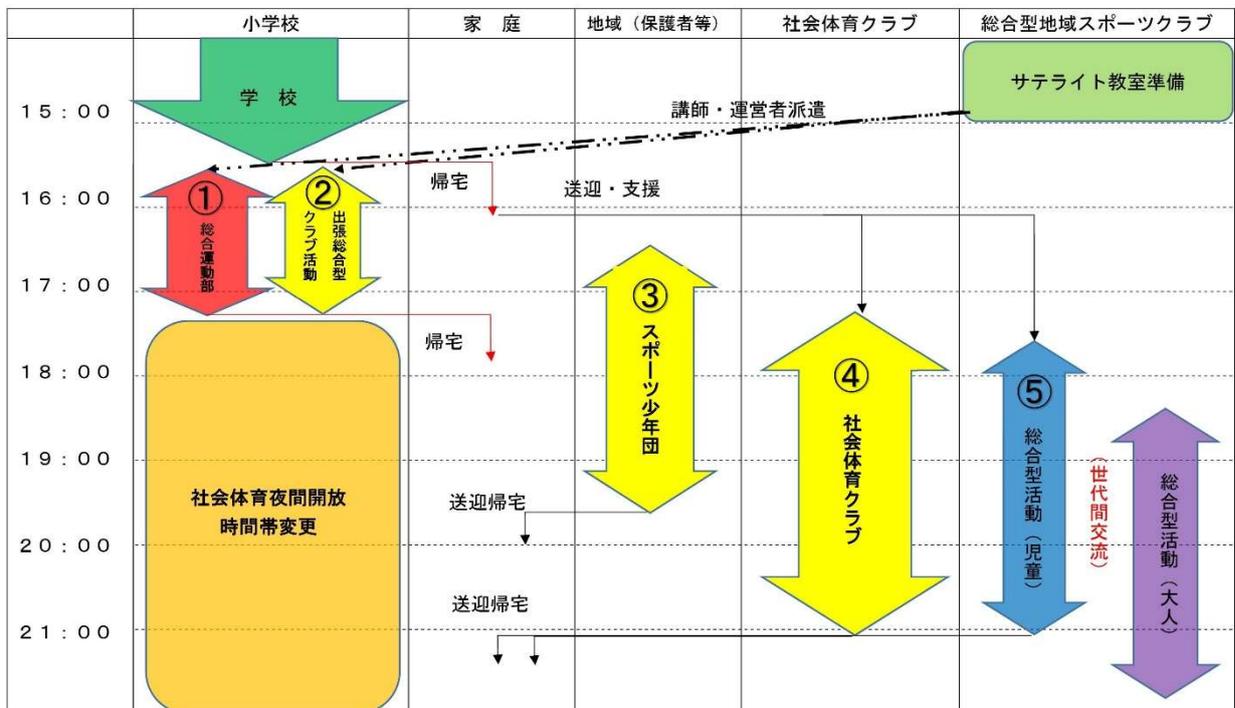
益城町小学校運動部活動社会体育移行計画

1 計画の目的

益城町小学校児童スポーツ活動基本計画（以下「基本計画」という。）に基づき、小学校運動部活動の社会体育移行に向けた具体的な方向性を定めるため、本計画を策定する。

2 小学校放課後における今後のスポーツ活動のスタイル

小学校部活動の社会体育移行に関するイメージ



3 小学校運動部活動の社会体育移行方法について

- (1) 基本計画の「活動の方法」に掲げた「総合型地域スポーツクラブ」及び「スポーツ少年団」の理念を基本とする。
- (2) 部活動の「総合運動部」を総合型地域スポーツクラブが継続して実施し、町内の全小学校に「総合運動部」を設立できるよう努める。
- (3) 「総合運動部」以外の部活動の移行方法は、(1)に掲げている移行を基本とするが、移行するクラブの存続や現状を踏まえ、社会体育クラブへの移行や他のクラブへの統合等、状況に応じて柔軟に移行していく。

- (4) 現行社会体育クラブ及び総合型地域スポーツクラブは、廃部となった部活動の受け入れ体制を構築できるよう努める。
- (5) 各小学校は、移行体制が整うまでの間、移行したクラブを支援する。期間は最大2年とする。

4 活動日と時間について

3の(1)に移行したクラブの活動日及び時間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 1日の活動時間は、1～2時間程度とし、1週間に3回以内とする。原則土曜日、日曜日の活動は行わないが、試合等の状況によってはこの限りではない。
- (2) 活動時間は、午後9時を超えない時間までとする。
- (3) 学校体育施設の利用は、児童を優先とし、児童の活動がない日と午後8時からの時間は、地域(大人)が利用できるものとする。

5 会費の設定について

3の(1)に移行したクラブの会費は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 月額1,000円～2,000円程度とする。ただし、クラブの活動内容によってはこの限りではないが、その内訳等を明確にすること。
- (2) 保険加入については、各団体での加入を原則とし、掛け金については、会費に含める。

6 主な活動場所の確保(公共施設)

小学校関係施設	利用状況		町運動施設	利用状況	
	体育館	グラウンド		体育館	グラウンド
飯野小学校	○	○	益城町総合体育館	× H31	
広安小学校	○	○	陸上競技場		× H31
津森小学校	○	○	町民グラウンド		× H30
益城中央小学校	○	○	福田グラウンド		× H29
広安西小学校	○	○	津森グラウンド		× 仮設
木山中学校	○	○	飯野グラウンド		× 仮設
益城中学校	○	○	広安第1グラウンド		× 仮設
			黒石崎仮設グラウンド		○
			旧中央小グラウンド		○

3の(1)に移行したクラブの活動場所の確保については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 貸出の受付時間は、管理施設の始業時間から終業時までとする。
- (2) 施設貸出時間は、学校の教育活動を妨げない時間で、児童を対象とした活動は午後9時までとする。他の時間を、午後10時を限度として、大人の活動で利用する。
- (3) 活動拠点別でスポーツ団体連絡会を立ち上げ、必要に応じ会議を行い、調整を図る。

7 送迎体制

3の(1)に移行したクラブの送迎体制については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学校を活動拠点とする場合
 - ①当該校児童については、帰りだけを迎えに来てもらう。
 - ②通いを伴う場合は、保護者による送迎とする。
- (2) 他施設を利用する場合は、保護者による送迎とする。

8 町としての支援体制について

- (1) 総合型地域スポーツクラブ及びスポーツ少年団加盟の減免措置について
 - ①総合型地域スポーツクラブ及びスポーツ少年団加盟の団体については、会場使用料、用具使用について減免措置を行うが、加盟していない現行部活動の社会体育移行クラブについては、当分の間、経過措置を設ける。
 - ②申請の形式については、活動の理念、活動の時間や活動の内容、指導体制（安全対策等）を毎年度5月末までに提出し、検討委員会で審査を行うものとする。
- (2) 総合型地域スポーツクラブ及びスポーツ少年団加盟の優先借用について
 - ①総合型地域スポーツクラブ及びスポーツ少年団加盟の団体については、優先して借用を行うが、加盟していない現行部活動の社会体育移行クラブについては、当分の間、経過措置を設ける。

9 具体的な取り組み

- (1) 「総合運動部」の継続的实施及び創設（2-①参照）

児童にあらゆるスポーツの機会を提供することで、児童の体力の向上、さらにはスポーツへの興味・関心を持つきっかけづくりにつなげる。

 - ①運営は、総合型地域スポーツクラブが実施する。
 - ②希望する児童は、総合型地域スポーツクラブへ加入する。

- ③総合型地域スポーツクラブが、「町スポーツクラブ支援者バンク（以下（支援者バンク）という。）」から選定した運営支援者を各小学校へ派遣し、各小学校を巡回して教室を開催する。
- ④講師は、「町スポーツ講師バンク（以下（講師バンク）という。）」から運営支援者が選定する。
- ⑤対象は全児童（小学1年～6年）を対象として、上低学年の交流を図ることとするが、クラブの状況に応じて設定する。

（2）現行小学校運動部活動の継続的な社会体育移行

青少年の発達段階に応じた適切なスポーツ環境の確保と、保護者や児童のニーズの多様化へ対応する。なお、移行方法については、主なものとして3パターンを提示し、現行の部活動ごとに将来性・継続性を考慮して保護者同士で移行方法を協議し、方向性を決定していく。

①現行部活動を「出張総合型地域スポーツクラブ」に移行（2-②参照）

- ・総合型から講師・運営者等を出張させて運営する。
- ・総合型の理念から、「勝利至上主義」で実施しない。
- ・講師及び運営支援者は、講師バンク及び支援者バンクから選定し、総合型から派遣する。
- ・「総合型地域スポーツクラブ」への加入のため、児童の負担金（年会費・月謝）が発生する。
- ・学校施設の利用料は2分の1、総合型の運営費から負担する。
- ・クラブは17：30までには終了する。
- ・クラブ終了後、徒歩下校となるが、保険等の兼ね合いがあるため、保護者送迎を推奨していく。

②現行部活動を「スポーツ少年団」に移行（2-③参照）

- ・保護者等運営者の責任のもとクラブ活動を実施
- ・スポーツ少年団の理念から、「勝利至上主義」で実施しないように努める。
- ・「町スポーツ少年団」へ必ず加入する。
- ・講師及び運営支援者は、講師バンク及び支援者バンクから選定し、依頼する。
- ・講師不在のため、開催時間が15：30から開催できない場合、児童の空白時間帯が発生する。その際は、運営支援者による放課後子ども教室（宿題や準備運動など）を実施する。
- ・すべての小学校は17時30分に閉鎖となるため、カギ等の管理はクラブ活動に移行する。
- ・児童のスポーツ活動は必ず、21時までに終了とする。

- ・クラブ終了後の送迎については、保護者の責任のもと実施する。

③現行部活動を「社会体育クラブ」に移行（２－④参照）

- ・地域や保護者、講師等の責任のもとクラブ活動を実施する。
- ・講師及び運営支援者は、講師バンク及び支援者バンクから選定し、依頼することとなるが、外部コーチ等、直接依頼できる状況である場合は、この限りではない。
- ・練習回数は週３回以内で実施するよう努める。
- ・スポーツ少年団に加入するクラブは、スポーツ少年団の理念から、「勝利至上主義」で実施しないように努める。
- ・すべての小学校は１７時３０分に閉鎖となるため、カギ等の管理はクラブ活動に移行する。
- ・児童のスポーツ活動は必ず、２１時までに終了とする。
- ・クラブ終了後の送迎については、保護者の責任のもと実施する。

（３）現行社会体育クラブ及び夜間の総合型地域スポーツクラブ（２－⑤参照）について

現状のまま継続する。